

検討項目の整理状況

平成29年1月19日
オープンイノベーション共創会議（第1回）

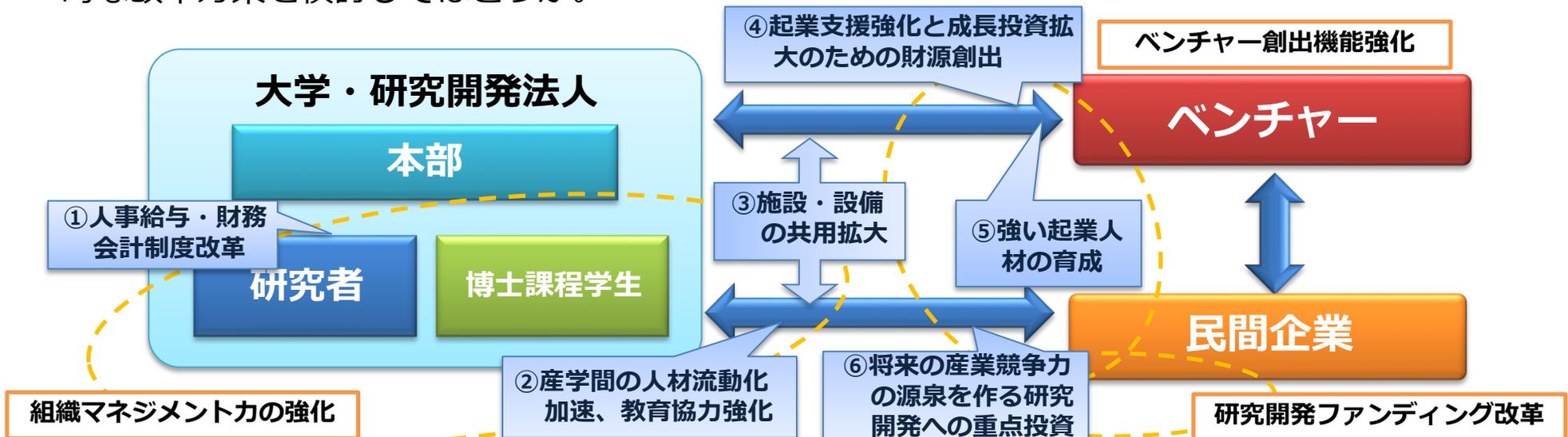
オープンイノベーション共創会議の検討の進め方

1. 問題意識

- 我が国において、産学官連携活動や大学発ベンチャーの規模は着実に拡大。しかしながら、外国（特に米国）と比較すれば、それらの活動は依然として低調【参考1】。
- オープンイノベーションの本格化において、組織対組織の本格的産学官連携やベンチャー創出拡大の重要性が叫ばれる中で、資金・知・人材の好循環によって、産業界には投資以上の成果がもたらされ、大学・研究開発法人には将来の成長の土台となる財政力・経営力強化を可能とするWin-Winの関係を構築することが急務。

2. 検討の方向性

- 上記の好循環を駆動するためのインセンティブ付与の要素として、以下の①～⑥に着目して具体的な改革方策を検討してはどうか。



※オープンイノベーションについて、第5期科学技術基本計画では、「企業において、組織外の知識や技術を積極的に取り込む」ことと定義されている。本会議では、研究開発段階におけるオープンイノベーションを議論の対象とすることとする。

1. 組織マネジメント力の強化（①～③）

産学官の協力関係高度化、人材交流促進により、新たな研究・ビジネス領域の開拓を促進するメカニズムが必要ではないか。

[検討項目例]

- 産学官の人材流動の促進（クロスアポイントメント等）
- 産学官連携に積極的に取り組む教員・研究者に対する支援、リスクの回避を含めた組織的サポート体制の構築
- 民間との共同研究経費における世界的に卓越した教員・研究者に関する人件費積算の特別扱い、研究資源の優先配分
- 公共調達・契約の柔軟性大幅向上（特例の設定等）
- 共同研究拡大、ベンチャー育成のための施設の設置、管理における民間活力の活用

2. ベンチャー創出機能強化（④、⑤）

大学・研究開発法人にとって、ベンチャー支援の拡大が成長のための財源創出や教育研究のさらなる高度化につながるといったインセンティブが強化されるメカニズムが必要ではないか。

[検討項目例]

- ベンチャーからの新株予約権が取得可能なケースの拡大・明確化
- 研究開発法人によるベンチャー等への事業化加速に向けた組織的支援を可能とする措置、ベンチャー経営者等からの大口寄付の受入促進
- 共同研究の成果としての知財の機動的活用を可能とする契約モデルの構築（英国モデルの導入）
- 若手が起業に失敗しても復職できる仕組みの構築
- 若手研究者、学生などへの起業に必要なスキルの教育、ベンチャー立ち上げ時の経営指導、研究開発支援
- 産学の協力によるベンチャー企業経営者の候補者マーケットの構築

3. 研究開発ファンディング改革（⑥）

長期的観点からインパクトの大きいイノベーションを創出するため、官民が連携して重点領域を設定し、戦略的な知財化まで含めた研究開発ファンディングの改革を行うべきではないか。

[検討項目例]

- 研究開発ファンディングについて、研究成果がインパクトの大きな新事業創出に、より強く結びつくように運用変更（例：産学官の緊密な連携によるビジョンや研究テーマの設定、研究成果の権利化までの支援）

4. その他（「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」等を踏まえ既に対策が進行中） [【参考2、3】](#)

[検討項目例]

- 経営方針における産学官連携の位置づけの明確化と関連する経営人材の育成
- 企画、知財、リスクマネジメント等マネジメントシステムの高度化およびそのための専門スタッフの確保促進（産学官連携による共同研究強化のためのガイドラインの実践。例えば、間接経費の扱いについてはマネジメント人材の人件費や特許費用等を計上すべく全国的に奨励中）。
- 産学共同研究を通じた若手研究者、学生への研究活動・経済的支援

参考1

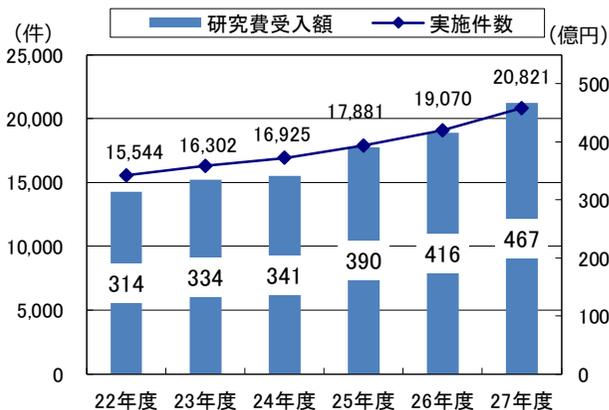
我が国の産学官連携の進展の状況と課題

我が国の産学官連携の進展の状況と課題

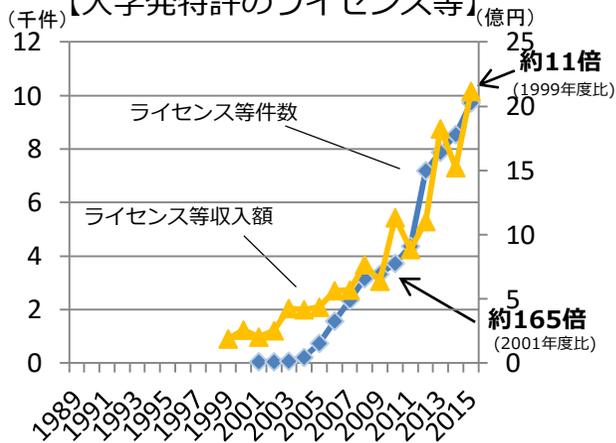
- 大学等における産学官連携活動の規模は全体としては着実に拡大
- 他方、外国（米国）との比較において大学による民間資金導入は低調、ライセンス収入は格段の差を示している。

我が国の産学連携の進展

【民間企業との共同研究実施件数及び研究費受入額の推移】



【大学発特許のライセンス等】



※ライセンス等件数とは、国立大学等が実施許諾または譲渡した特許権（「特許を受ける権利」の段階のものも含む。）の数。

資料：文部科学省「平成27年度 大学等における産学連携等実施状況について」
 ※大学等とは、国公立大学（短期大学を含む）、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人を指す。

日米比較において顕著な課題

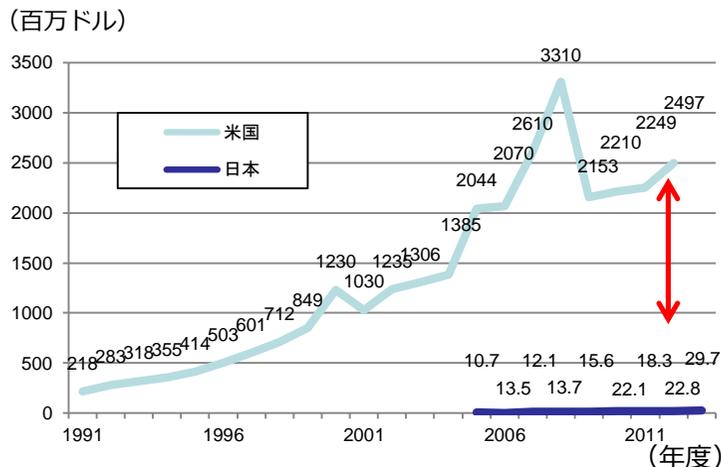
【ある国内企業の国内外大学への投資格差】

国内大学との共同研究の個別契約額を「1」とした場合の契約額イメージ

	包括契約	個別契約
海外大学	50~300	10~20
国内大学	10~50	1

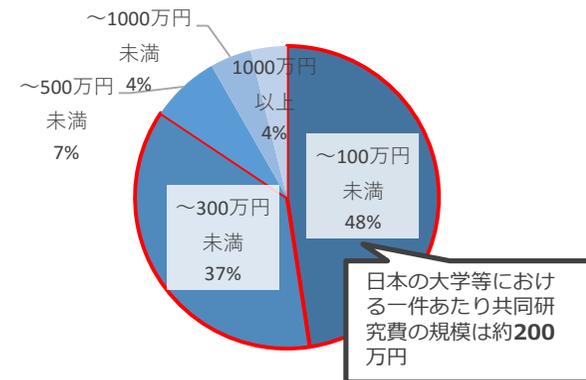
資料：産学官による未来創造対話2016 橋本和仁NIMS理事長講演資料（「イノベーションのための財源多様化検討会（第2回）」資料を元に作成）

【大学のライセンス収入の推移の日米比較】

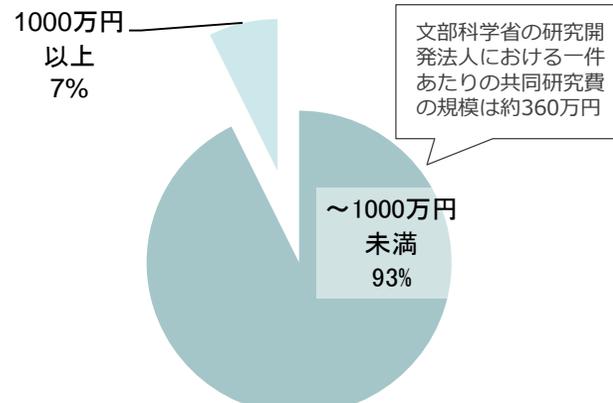


資料：一般社団法人大学技術移転協議会「大学技術移転サーベイ 大学知的財産年報」

【大学・文部科学省所管研究法人の産学共同研究の1件当たりの規模】



資料：文部科学省「平成27年度 大学等における産学連携等実施状況について」



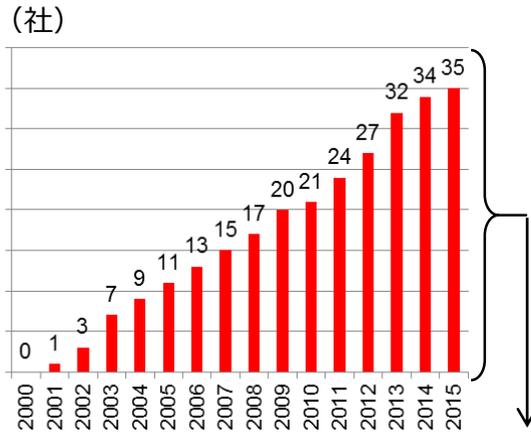
資料：文部科学省作成（2014年度実績値）

大学発ベンチャーに関する現状と課題

- 大学等の革新的な研究成果を基にした大学発ベンチャーの市場価値は、1兆円を超えるまでに成長。
- 一方で、我が国における大学発ベンチャーの設立数は一時に比べて低調であり。また、我が国では起業意欲が国際的に見て低い。

現状

【上場した大学発ベンチャー】



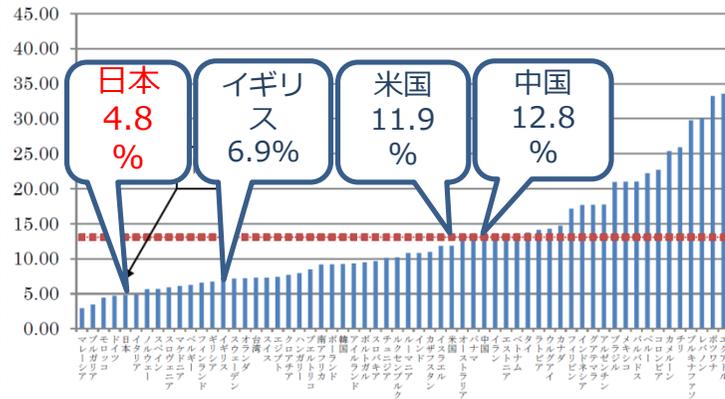
時価総額合計で約1兆5千億円
(平成28年4月末時点)

大学発ベンチャー企業名	創業年月	シーズ創出大学	時価総額(百万円)
ペプチドリーム 株式会社	2006年7月	東京大学	357,099
CYBERDYNE 株式会社	2004年6月	筑波大学	295,480
株式会社 ユーグレナ	2005年8月	東京大学	128,494
サンバイオ 株式会社	2001年2月	慶應義塾大学	70,061
株式会社 ヘリオス	2011年2月	理化学研究所	67,310
上場中のベンチャー36社の合計値	-	-	1,539,477

資料：公表資料を基に文部科学省および科学技術振興機構 (J S T) にて作成 (上場廃止企業は除外)

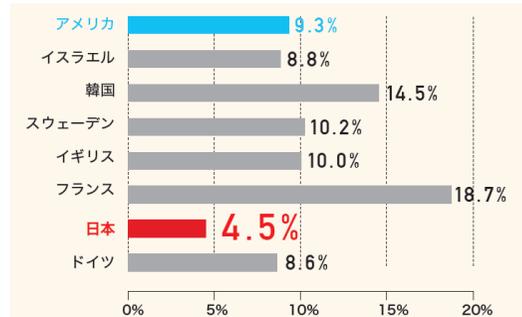
課題

【世界各国の起業活動率】



資料：平成27年度 起業家精神に関する調査 (2016年3月株式会社野村総合研究所 (経済産業省委託調査))

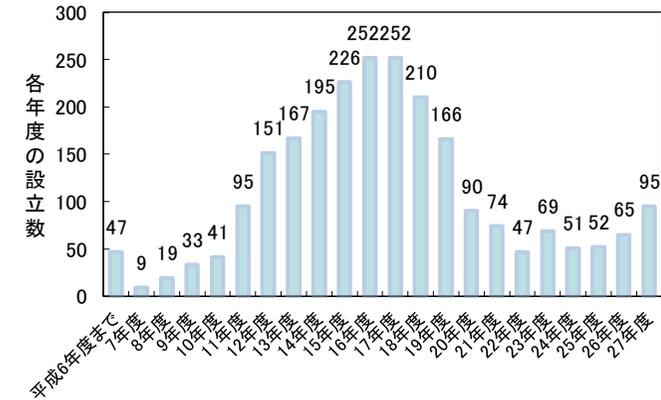
【開業率 (開業数/企業数)】



(source) 2010年で比較 (スウェーデンのみ2012年)
 日本：厚生労働省「雇用保険事業年報」、
 アメリカ：U.S. Small Business Administration「The Small Business Economy」、
 イギリス：Office for National Statistics「Business Demography」、
 ドイツ：Statistisches Bundesamt「Unternehmensgründungen, -
 schließungen: Deutschland, Jahre, Rechtsform, Wirtschaftszweige」
 フランス：INSEE「Taux de création d'entreprises en 2012」、
 イスラエル、韓国、イスラエル：OECD「Entrepreneurship at a Glance」

資料：ベンチャー・チャレンジ2020

【大学等発ベンチャーの設立数】



資料：文部科学省「産学連携等実施状況調査」

【大学発ベンチャー設立数の減少の原因についての大学の主な意見】

1. 景気悪化やそれに伴う資金調達、販路開拓の難しさ
2. ベンチャー経営の難しさやリスクの大きさ等
3. 国や大学等でのベンチャーへの支援不足
4. 教職員や学生の起業意欲やベンチャーへの関心の低下、薄さ

資料：科学技術政策研究所「大学等発ベンチャー調査 2010 - 大学等へのアンケートに基づくベンチャー設立状況とベンチャー支援・産学連携に関する意識 -」 (平成23年)

研究開発に係る民間、公的セクター間の資金の流れの国際比較

- 我が国における企業が負担する大学・公的機関への研究費は国際的に見て低い。
- 我が国における負担部門から使用部門への研究開発費の流れは閉鎖的状況である一方、欧米の主要国では、資金の流れがより開かれた形になっている。

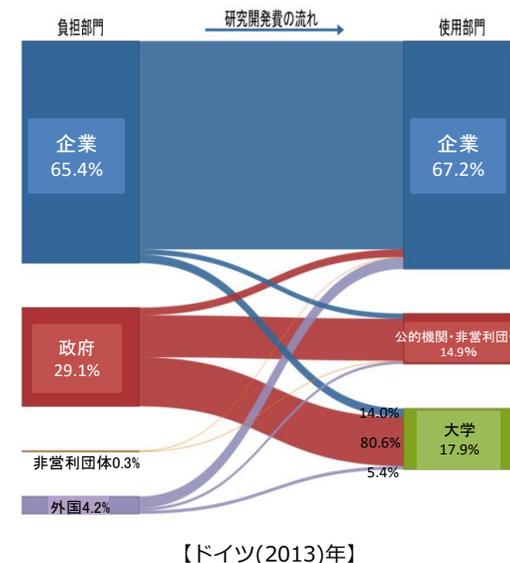
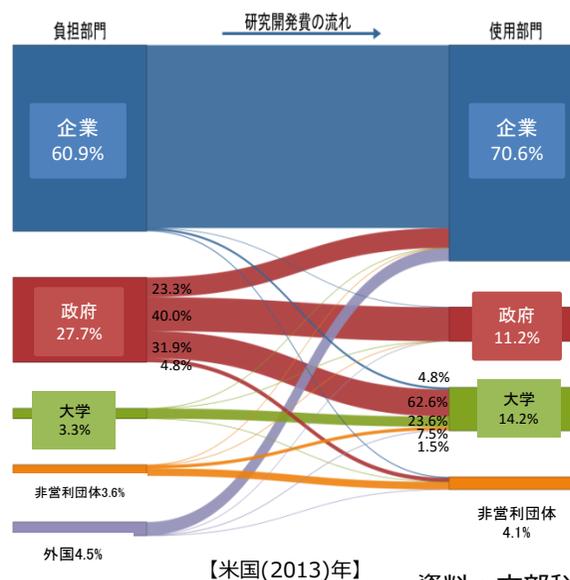
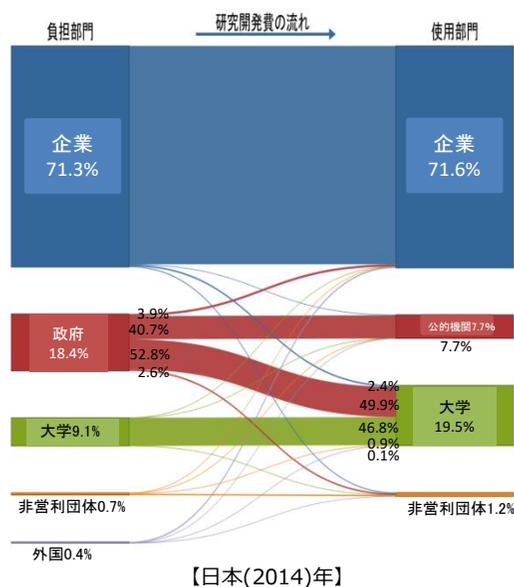
[%]	日本	米国	ドイツ
企業が拠出する研究費に占める大学・公的研究機関へ研究費の割合	0.9	1.2	6.2

日本	(億円)	使用者				総額
		企業	公的機関	大学等	非営利団体	
政府	1,353	14,187	18,435	919	34,894	
企業	133,617	280	898	54	135,339	
私立大学	3	6	17,281	1	17,291	
非営利団体	172	51	321	860	1,404	
外国	719	23	26	16	784	

米国	(百万ドル)	使用者				総額
		産業	政府	大学等	非営利・民間研究機関	
政府	29,556	50,661	40,461	6,125	126,803	
産業	273,363	180	3,104	1,444	278,091	
大学等	-	0	15,240	-	15,240	
非営利・民間研究機関	262	181	4,880	11,178	16,501	
外国	19,347	0	995	-	20,342	

ドイツ	(百万ユーロ)	使用者				総額
		産業	政府	大学等	非営利・民間研究機関	
政府	1,800	9,864	11,534	23,198		
産業	48,958	1,222	1,996	52,176		
非営利・民間研究機関	105	141	-	246		
外国	2,703	635	771	4,109		

資料：文部科学省科学技術・学術政策局「平成28年版科学技術要覧」



資料：文部科学省 科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2016」

米国における産学連携の規模について

【各大学の産学連携実績】

	共同研究費・受託研究費の合計	うち、民間企業から	ライセンス収入	寄付金収入
スタンフォード大学(2014/15会計年度)	1,013億円	(データなし)	99.8億円	946億円
マサチューセッツ工科大学(2015/16会計年度)	761億円	136億円	48.9億円	497億円
日本の大学等（1機関あたり平均）(2014年度実績)	1.3億円（共同研究） 3.6億円（受託研究）	1.0億円（共同研究） 0.3億円（受託研究）	0.066億円	5億円

注1) スタンフォード大学およびMITの受入額は民間企業、連邦政府機関、非営利機関からの受入額の合計である。また、受入額にはIndirect Costを含む。

注2) スタンフォード大学の受入額はSLAC（国立加速器研究所）の受入額（430百万ドル）を除いた額。

注3) MITの受入額はLincoln Laboratory、SMART（Singapore-MIT Alliance for Research and Technology）を除いた額。

注4) ライセンス収入に関して、日本の場合は特許権実施等収入額を指す。日本の大学等には国公立大学、高専、大学共同利用機関法人を含む。また、1機関あたりの実績は、各項目において実績のある機関の平均値である。

注5) 米ドルの円換算率はIMF「International Financial Statistics Yearbook」2014年の値（USD1=JPY105.95）に基づく。

注6) 日本の寄付金収入については国立大学等の機関当たりの収入額。

出所) スタンフォード大学: Stanford University Budget Plan 2016/17、MIT: MIT Report of the Treasurer 2016。日本は「平成26年度 大学等における産学連携等実施状況について」に基づく。

【本部機能に係る人員数】

(名)

	契約・交渉	技術移転	企業等との関係構築
スタンフォード大学	9	50	6
マサチューセッツ工科大学	52	37	50

資料：イノベーション促進産学官対話会議 産学官連携深化ワーキンググループ（第4回） 資料5-2ほか

大学との共同研究に関する日米比較（民間企業からのヒアリング）

米 国

日 本

交渉・調整

- 企業との交渉・調整体制が確立されている。
 - ・交渉窓口が明確。契約等の実務については、本部主導で行われ、担当者の責任分担も明確になっている。



- 企業との交渉・調整体制が十分に確立されていない。
 - ・案件によって交渉窓口が本部、部局、教員とまちまち。また、教員や部局には裁量権が乏しく、相手の事情に応じた柔軟な契約ができていない。

企画・提案

- 組織として魅力ある成果を保証する形の計画・体制作り（企業ニーズを把握・分析し、課題に合わせて異なる分野の教員を集めチームを構築）。リーダー的な研究者主導で多数の企業と共同研究コンソーシアムを形成する事例が多数。



- 研究成果をビジネスに結びつけるようにインセンティブが働く環境ではないため、成果目標を明確に提示する提案が少ない。

- ・ベンチャー企業の経営者でもある大学教員が多く、ビジネス感覚がある
 - ・外部資金獲得（マネジメント能力）が研究者の昇進につながる
- 研究担当役員の下に外部資金獲得支援の専任組織を置き、国内外でマーケティング・提案活動を実施。
- 共同研究の提案にポスドクや学生を専従させる内容が盛り込まれていることが通常。
 - ・結果として共同研究が大型化
 - ・実施体制が明確となり、達成目標やマイルストーンも明示
- 共同研究経費の積算を明確に提示。間接部門の経費もしっかり回収。

- 外部資金獲得支援の担当者は存在するが、人手が足りず、活動範囲は限定。
- ポスドクや学生を専従させる提案づくりを促すシステム、サポートが整っていないため、そのような提案はごく少数。
 - ・実施体制が不明確となり、達成目標等も曖昧になる傾向。
- 共同研究経費の積算が曖昧な傾向。間接経費も低めに設定。

進捗管理

- 大学は、共同研究契約を厳格に履行することが通常。企業の技術戦略を踏まえて、スピード感を持って運営。
 - ・契約に基づき大学は月報や年数回の訪問調査に基づいて進捗管理を実施
 - ・研究員に欠員が出た場合も大学が責任を持って人材を補充



- 共同研究契約の履行責任は曖昧になりがち。
 - ・リスクマネジメント体制が不十分であることなどから、研究者は研究運営に対する企業の深い関与を避ける傾向
 - ・共同研究の成果や企業から入手した情報を企業側に協議することなく公開・開示しているケースが散見

米国の大学は、日本と比べて、組織レベル・個人レベルの両方で産学連携(民間資金獲得)に向けた強いインセンティブを持って活動している。

参考2

これまでのオープンイノベーション関連の取組

これまでのオープンイノベーション関連の取組

1. 「組織」対「組織」の産学官連携機能の強化

(1) これまでの取組状況

- 平成10年 大学等技術移転促進法（承認TLO）制定 …大学等の研究成果の産業への移転を促進
- 平成11年 産業活力再生特別措置法（日本版バイドール）制定 …国の研究委託の成果を受託者に帰属
- 平成15年 大学知的財産本部整備事業（～平成19年） …文部科学省が、各地の大学の知的財産本部の整備等を支援
- 平成20年 産学官連携戦略展開事業（～平成24年） …文部科学省が、各地の大学の産学連携本部の整備等を支援

(2) 最近の状況

政策文書

- 日本再興戦略（抜粋）
 - ii) 組織トップが関与する「組織」対「組織」の本格的な産学官連携の推進
・2025年度までに大学・国立研究開発法人等に対する企業の投資額をOECD 諸国平均の水準を超える現在の3倍とすることを旨とする。
- 産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン
「日本再興戦略2016」を踏まえ、民間投資3倍増に向け、産業界から見た、大学・研究法人が産学連携機能を強化するうえでの課題とそれに対する処方箋をまとめた。

文部科学省・経済産業省が、ここ数年かけて検討した成果を集大成したもの

産学官連携による共同研究強化のためのガイドラインのポイント	
1. 全ての大学・研究法人に期待される機能	
1) 本部機能	組織的な連携体制の構築
	企画・マネジメント機能の確立
2) 資金	費用負担の適正化・管理業務の高度化
3) 知	知的財産の活用に向けたマネジメント強化
4) 人材	クロスアポイントメント制度の促進
2. 研究成果が一層社会で活用される上で不可欠な視点	
1) 資金	大学等の財務基盤の強化
2) 知	知的資産マネジメントの高度化
3) 人材	産学連携が進む人事評価制度改革

具体的な事業

- <組織対組織の本格的産学官連携>
(アンダーワンループ型の大型共同研究)
- センター・オブ・イノベーション (COI) プログラム
10年後のあるべき姿から、現在取り組むべき研究開発課題を設定し研究を推進する、大型の産学共同研究開発拠点構築を支援（平成25年度より実施、現在18拠点にて取組実施）。

(コンソーシアム形成を通じた非競争領域の共同研究・人材育成)
- 産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム
大学等が多数の企業から資金・人材を呼び込むための非競争領域における産学共同研究開発の実施を支援（平成28年度より4機関を対象として支援開始）。
- <大学経営の中核人材育成>
- イノベーション経営人材育成システム構築事業
海外の先進的な事例の分析等を通じて、イノベーション経営の中核を担う者を対象とした人材育成プログラムの開発を実施（平成28年度より実施）。

これまでのオープンイノベーション関連の取組

2. ベンチャー創出

(1) これまでの取組状況

- 平成13年 大学発ベンチャー1000社計画** …大学発ベンチャーを平成14年度から平成16年度までの3年間に1000社設立する計画（経済産業省）
- 平成25年 産業競争力強化法成立** …国立大学法人等が一定の要件を満たしたベンチャー支援会社等へ出資可能となる
- 平成25年 研究開発力強化法改正** …JST等の研究開発法人が出資可能となる

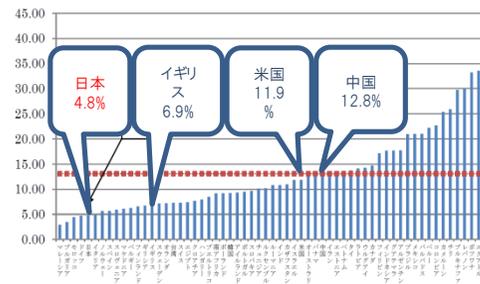
(2) 最近の状況 政策文書

○日本再興戦略（抜粋）

- ベンチャー企業へのVC投資額の対名目GDP比を2022年までに倍増とすることを目指す。
（※現状：0.028%（2012～2014年の3か年平均）（内閣府「国民経済計算」、VEC「ベンチャー白書」より）
- 国立研究開発法人による研究開発・社会実装を推進・強化するとともに、その過程でスピアウトとして生まれる技術等をベースにした、ベンチャー等の創出を促進する。
- ベンチャー企業の増加に向けて、起業に挑戦する人材の増加を目指し、人材育成の取り組みを促進する。

○ベンチャー・チャレンジ2020（抜粋）

開業率・廃業率は、社会の基調に対する意識の改革も必要とし、長期的な目標となるため、今後10年間を見据えた補助指標として、「起業活動指数（「起業家精神に関する調査」において、「起業家・企業予定者である」との回答を得た割合）を今後10年間で倍増させる。



資料：平成27年度 起業家精神に関する調査
（2016年3月株式会社野村総合研究所（経済産業省委託調査））

具体的な事業

<起業家育成>

- グローバルアントレプレナー育成促進事業（EDGEプログラム）**
海外機関や企業等と連携し、起業に挑戦する人材や産業界でイノベーションを起こす人材の育成プログラムを開発・実施する大学等を支援（平成26年度から平成28年度まで、13機関を対象として支援実施）。平成29年度より後継事業立ち上げ。

<起業前準備支援>

- 大学発新産業創出プログラム（START）**
大学の革新的技術の研究開発支援と、民間の事業化ノウハウをもった人材による事業育成を一体的に実施し、新産業・新規市場のための大学発日本型イノベーションモデルを構築（平成24年度より実施）。

<事業立ち上げ支援>

- 官民イノベーションプログラム**
国立大学の研究成果を活用する大学発ベンチャー等を支援する事業を行うことを目的とする会社に対して4つの国立大学法人（東北大学、東京大学、京都大学、大阪大学）が金銭出資を実施（平成26年度より実施）。

○出資型新事業創出支援プログラム（SUCCESS）

- 改正研究開発力強化法に基づき、JSTの研究開発成果を事業活動において活用しようとする者（大学等発ベンチャー）に対し、JSTが金銭出資及び自ら保有する知的財産、設備等の現物出資を実施（平成26年度より実施）

参考3

「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」等を踏まえた対策の進行状況

産学官連携による共同研究強化のためのガイドラインについて

- 企業による大学とのオープンイノベーションの加速への期待は、経団連提言「産学官連携による共同研究の強化に向けて」（平成28年2月16日）によって明確化。
- 安倍総理から、第5回「未来投資に向けた官民対話」(平成28年4月12日)にて、次の発言あり。「我が国の大学は、生まれ変わる。産学連携の体制を強化し、企業から大学・研究開発法人への投資を、今後10年間で3倍にふやすことを目指す。」
- 平成28年7月、産学官の対話の場として、文部科学省と経済産業省が共同で「イノベーション促進産学官対話会議」を設置し、同年11月30日に、産業界から見た、大学・研究法人が産学連携機能を強化するうえでの課題とそれに対する処方箋をまとめたガイドラインを策定。

産業界



産学官連携による
共同研究強化のための
ガイドラインの策定



大学・研究

- ・ イノベーション経営への取組
- ・ 大企業とベンチャーの連携



- ・ 「組織対組織」の産学連携体制の構築
- ・ イノベーション創出人材育成

イノベーション促進産学官対話会議

イノベーション促進のために求められる産学官
それぞれの役割や具体的な対応を検討

産学官連携深化WG

産学官連携による共同研究強化のための
ガイドラインの検討・作成

文部科学省・経済産業省が、大学等の各種経営課題について
検討した成果を集大成したもの

産学官連携による共同研究強化のための ガイドラインの構成

1. 全ての大学・研究法人に期待される機能	
1) 本部機能	組織的な連携体制の構築
	企画・マネジメント機能の確立
2) 資金	費用負担の適正化・管理業務の高度化
3) 知	知的財産の活用に向けたマネジメント強化
	リスクマネジメント強化
4) 人材	クロスアポイントメント制度の促進
2. 将来的に改革を要する点	
1) 資金	大学等の財務基盤の強化
2) 知	知的資産マネジメントの高度化
3) 人材	産学連携が進む人事評価制度改革

産学官連携による共同研究強化のためのガイドラインのポイント

これまで

産学連携本部機能の強化

大学の産学連携機能は旧態依然としており、個人同士の繋がりによる小規模な共同研究が中心。

資金の好循環

大学側で共同研究の適切な費用算定がされないため、大型の共同研究を進めれば進めるほど、費用の不足が高じてしまい、大学経営に悪影響を及ぼす可能性。

知の好循環

大学の知的財産マネジメントにおいて、企業の事業戦略の複雑化・多様化に対応できていない。

「組織」対「組織」の共同研究により生じる多様なリスクに対するマネジメントが不十分。

人材の好循環

イノベーション創出に向けた大学、企業等の組織の壁を越えた、人材の流動化がまだ限定的。

ガイドラインのポイント

産学連携本部において部局横断的な共同研究を企画・マネジメントできる体制を構築し、具体的な目標・計画を策定。同時に、具体的な取組例を提示。

費用の積算根拠を示し、共同研究の進捗・成果の報告等のマネジメント力を高めることを前提に、人件費（相当額、学生人件費を含む）、必要な間接経費、将来の産学官連携活動の発展に向けた戦略的産学連携経費を積算することにより、適正な共同研究の対価を設定。

非競争領域の知的財産権を中核機関に蓄積する、共同研究の成果の取扱いを総合的な視点で検討するなど、高度な知的財産マネジメントを実施。

産学官連携リスクマネジメントを一層高度化させ、産学官連携が萎縮することを防ぐとともに、産学官連携活動を加速化しやすい環境を醸成。

産学官連携の促進を目的とした大学・研究と企業間によるクロスアポイントメント制度の促進と大学・研究の人事評価制度改革を促進。

各大学・国立研究開発法人において、ガイドラインに基づき上記の改革を実施

各大学における取組の状況例① 名古屋大学 指定共同研究

ポイント

- 従来型の共同研究の仕組みを残しつつ、新たな枠組みとして「指定共同研究」を創設。大学が横断的な体制により研究の企画・立案から進捗管理・成果を明確化する本格的産学連携の整備がなされている。
- 費用の「見える化」を行うことで、民間企業の理解を得ながらも、これまで計上されていなかった常勤教員の人件費をはじめとする必要経費を適正に計上。

《特徴》

《指定共同研究の指定》

- ・ 大学本部を含む横断的体制により研究の企画・立案、成果活用等の運営マネジメント管理を行うものを、大学として指定

《費用の見える化と応分の負担》

- ・ 直接経費のほか、相応の産学連携推進経費を負担

《研究の進捗管理等のマネジメント》

- ・ 推進協議会を設置し、企画・立案、成果の管理活用を実施
- ・ マネジメント管理は、学術産連本部が関与

《適正な営業秘密管理》

- ・ 得られた成果、企業の情報は、契約に基づき適正に管理

《研究成果のコミットメント》

- ・ 共同研究者と協力し実施報告書を作成、成果管理を実施

名古屋大学
NAGOYA UNIVERSITY

学術研究・産学官連携
推進本部

推進協議会

シーズ

ニーズ

コーディネート

組織×組織

必要な経費

研究の進捗管理

研究成果

研究開発法人
民間企業等



《必要な経費》

《直接経費》

- ・ 当該研究に専ら従事する研究者等の人件費
- ・ 設備費、謝金、旅費、消耗品費、役務費 等

《産学連携推進経費》

1) 教員共同研究参画経費(アワーレート方式)

- ・ 本学教員の相応の人件費相当額
- ・ 共同研究実施に伴う附帯コスト相当額
- ※共同研究に対する教員の参画人数により算定(定額)

2) 戦略的産学連携経費

- ・ 今後の産学官連携活動の発展に向けた将来の投資分として設定
- ※産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン(平成28年11月30日イノベーション促進産学官対話会議)に基づき設定

各大学における取組の状況例② 東京工業大学

ポイント

- 大学全体として進むべき方向を、従来の縦割りではなく、一元的に決定する戦略統括会議を設置。
- 学長の強力なリーダーシップの下、戦略統括会議の下におかれた研究・産学連携本部における産学連携部門、管理・法務部門などで、産学連携の実行面を支援。
- 産学連携の結果としての収入増を、担当組織のみならず、真理の探求・知識の体系化を目指す研究やリベラルアーツ研究等を担う組織にも還元することで、次世代の研究の種を生み出す好循環を構築。

【東工大における産学連携推進プラットフォームの構築】

世界最高の理工系総合大学：「世界トップ10に入るリサーチユニバーシティ」を目指す

世界に雄飛する気概と人間力を備え、科学技術を俯瞰できる、優れた理工人材を輩出

学生が力を育み、教職員が実力を思う存分発揮できる大学へ

人間社会の持続可能な発展を先導する革新的科学技術の創出と、体系化によって社会に貢献

人材育成と獲得

研究力の強化

国際社会との協働

社会との連携

教育改革 H28実施

研究改革 H28実施

国際化改革 H26から

社会連携改革 H26から

人材・知識・資金の好循環を生み出す新しい産学連携

基礎研究等との関係強化

真理の探求・知識の体系化を目指す基礎研究、リベラルアーツ研究等に還元し、次世代シーズ育成

グローバル展開

戦略統括会議議長 (=学長) の下、
組織的決定と対応を抜本強化

イノベーション創出

産業界との本格的共同研究のため
研究組織・共同研究講座を機動的設置

知財とベンチャー企業・人材を
育て、大学自らイノベーション創出

組織的支援

ガバナンスの強化 財務基盤の強化

外部資金

研究戦略組織と産連組織を一体化し全学に広がる
URAシステムを構築、人材や共用設備など研究力を
強化

共同研究の大型化とともに費用構成を明確化

基盤投資

産学連携体制の改革 (平成29年4月始動)